

長与町新図書館等複合施設物品調達（備品・消耗品）

特記仕様書

第1条（目的）

本仕様書は、長与町新図書館等複合施設に係る備品・消耗品等の物品調達に関し、必要な事項を定めるものである。

第2条（適用）

本業務は、本仕様書のほか、契約書、入札公告、共通仕様書及び長与町財務規則その他関係例規の定めるところによる。これらに定めのない事項又は疑義が生じた事項は、発注者と受注者が協議して定める。

第3条（契約期間・納入期限）

契約締結日から令和9年1月29日までとする。

第4条（納入場所）

〒851-2131

長崎県西彼杵郡長与町北陽台1丁目4番地1

第5条（調達物品の内容）

1. 品目、規格、数量及び納入先は、別紙「物品明細書」のとおりとする。
2. 物品明細書に記載する規格は、要求する最低限の品質・性能を示すものである。

第6条（品質・規格）

1. 納入する物品は、すべて新品（未使用品）であること。
2. 日本産業規格（JIS）等の関係規格に適合すること。
3. 電気用品安全法、消防法等の関係法令に適合すること。
4. カタログ・仕様書等、仕様の確認ができる資料を提出できること。

第7条（同等品について）

1. 本仕様書及び物品明細書に例示するメーカー名、品番、規格等（以下「例示品」という。）は、要求する品質、性能等の基準を示すものであり、これと同等以上の品質、性能、規格等を有する物品（以下「同等品」という。）による納入を認める。
2. 入札前に同等品による入札を希望する場合の承認申請手続きは、入札公告の定めるところによる。
3. 入札公告に基づき発注者の承認を受けた同等品は、本契約における納入物品として認め、例示品に代えて納入することができる。
4. 受注者は、承認を受けた同等品を納入する場合、納入時に承認内容と相違ないことを確認できる資料を提出すること。
5. 発注者の承認を受けていない、例示品と異なる物品を納入することはできない。

第8条（例示品が製造中止・生産終了等の場合の取扱い）

1. 例示品が、製造中止、生産終了、モデルチェンジ等により調達できない場合、受注者は、

当該例示品の後継品又は同等以上の品質、性能、規格等を有する物品を選定し、納入することができる。

2. 前項により納入しようとする場合、受注者は、あらかじめ同等品承認申請書（様式5）と次の書類を提出し、発注者の書面による承認を得なければならない。

- (1) 製造中止等が確認できる資料（メーカーの製造終了通知、カタログ等の写し）
- (2) 後継品等のカタログ、仕様書等
- (3) 例示品と後継品等の比較表（別紙参考様式による）

3. 後継品等は、例示品と同等以上の品質、性能、規格、外観等を有することを原則とする。

4. 後継品等への変更に伴い価格差が生じた場合であっても、契約金額は変更しない。ただし、性能が著しく向上する等により当初の予定を超える対応が必要となる場合は、発注者と受注者が協議して定める。

5. 発注者が後継品等を不適当と認めた場合は、受注者は発注者と協議のうえ、代替となる物品を再選定する。

6. 本条に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、発注者と受注者が協議して定める。

第9条（備品シール）

1. 納入物には「長与町役場備品シール」を貼付すること。
2. 「長与町役場備品シール」には品名、番号、所属、購入日を記入すること。
3. 貼付する箇所等の詳細については、物品ごとに発注者と協議の上、決定するものとする。

第10条（納入）

1. 納入に際しては、事前に発注者と納入日時を調整すること。
2. 納入は、発注者の指定する場所への搬入・設置・据付・調整まで行うこと。
3. 搬入・設置に伴う梱包材、廃材等は、受注者の責任と負担で撤去・処分すること。
4. 納入完了後、納品書を提出すること。

第11条（検査・検収）

1. 発注者は、納入物品について数量・規格・品質の検査（検収）を行う。
2. 同等品又は後継品等を含む場合、発注者は承認内容との整合を確認する。
3. 検査に合格しない物品は、受注者の負担で速やかに交換・是正すること。
4. 検査に必要な資料及び立会いは、受注者の責任と負担で行うこと。

第12条（保証・かし担保）

1. 納入物品に隠れたかし（欠陥）があった場合、納入後2年間、受注者の負担で修理・交換を行うこと。
2. メーカー保証がある物品は、保証書を添付すること。

第13条（支払い）

1. 契約代金の支払いは、実績払とし、発注者の検査に合格し検収が完了した納入物品に係る代金について、受注者からの適法な請求に基づき行うものとする。
2. 発注者が必要と認める場合は、物品明細書に定める納入区分又は発注者が認める納入

単位ごとに、検収済みの納入物品に係る代金について部分払を行うことができる。

3. 受注者は、部分払を請求する場合、検収済みの納入物品に係る納品書、内訳書その他発注者が必要と認める書類を提出しなければならない。

第 14 条（権利義務の譲渡等の禁止）

受注者は、本契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第 15 条（再委託の制限）

受注者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に再委託してはならない。やむを得ず再委託する場合は、事前に発注者の書面による承認を得ること。

第 16 条（秘密保持）

受注者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

第 17 条（個人情報の保護）

受注者は、本業務に関して個人情報を取り扱う場合、長与町個人情報保護に関する条例等を遵守し、適正に管理すること。

第 18 条（法令遵守）

受注者は、本業務の履行にあたり、関係法令を遵守すること。

第 19 条（その他・協議）

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、発注者と受注者が協議して定める。